

第 41 回三重県新型コロナウイルス感染症対策本部本部員会議

- 1 開催日時：令和 3 年 8 月 6 日（金）9：30～9：50
- 2 開催場所：三重県庁 3 階 プレゼンテーションルーム
- 3 出席者：鈴木知事、廣田副知事、服部副知事、日沖危機管理統括監、野呂防災対策部長、安井戦略企画部長、高間総務部長、加太医療保健部長、中尾医療保健部理事、中山子ども・福祉部長、岡村環境生活部長、増田廃棄物対策局長、山口地域連携部長、辻国体・全国障害者スポーツ大会局長、横田南部地域活性化局長、更屋農林水産部長、島上雇用経済部長、小見山観光局長、水野県土整備部長、真弓県土整備理事、森会計管理者兼出納局長、田中デジタル社会推進局長、上村副教育長、喜多企業庁長、長崎病院事業庁長、松野警察本部危機管理室長、高野四日市港管理組合経営企画部長、服部四日市市危機管理監、事務局

4 議事内容：以下のとおり

（日沖危機管理統括監）

- ・これより「第 41 回三重県新型コロナウイルス感染症対策本部 本部員会議」を始める。
- ・今回の会議は、新規感染者が多数発生し増加傾向にあるという厳しい状況の中、これから人の移動が多くなる時期を迎えること、そして、全国でまん延防止等重点措置の対象区域が拡大され、愛知県も適用対象となる見込みであることを踏まえて、「三重県指針 ver. 12」を強化し、集中的に取り組むべき対策についてまとめた三重県緊急警戒宣言を発出することを決定するために開催する。

議題 1 新型コロナウイルス感染症の県内発生状況等について

（日沖危機管理統括監）

- ・事項 1「新型コロナウイルス感染症の県内発生状況等について」感染症対策部から説明をお願いします。

（中瀬感染症情報プロジェクトチーム 担当課長）資料 1 に沿って説明

- ・県内患者発生状況について、累計患者数は 6,000 人を超えており、7 月初めから増加傾向で特に 7 月末ごろから急増している。本日も 4 日に記録した 74 人の過去最高の人数を大幅に更新する見通しである。

- ・直近1週間の人口10万人当たりの新規感染者数は19.4人であり、増加傾向にある。
- ・医療圏域別患者発生状況は、すべての医療圏において人口10万人当たりの新規感染者数が増加傾向にある。これまでは北勢地域が多かったが、それ以外の地域でも増加しており、特に中勢伊賀の増加が顕著になっている。
- ・年齢別発生状況については、30代以下が全体の5～6割を占める状況となっており、一方で60代以上は全体の1割程度の低水準である。
- ・感染経路については、接触者の割合が約6割を占めている状況である。また、県外由来が増加傾向で、直近では2割程度になっている。
- ・感染経路の内訳は、家族内感染が4割前後で推移している。直近週では、クラスターの発生に伴い、福祉施設と高齢者施設の割合が増加している。
- ・変異株について、8月4日時点でのL452Rの陽性率は71.7%を記録し、さらに増加傾向にある。約1か月で7割に至り、確実に置き換わりが進んでいる状況である。
- ・直近週のPCR等検査については4,509件、陽性率3.2%となっている。
- ・8月に入ってクラスターが既に4件発生している。高齢者施設、福祉施設、学校で発生している。
- ・病床占有率は40.8%と増加傾向であるが、一方、重傷者用病床占有率は6.0%で推移しており、重症者用病床占有率は病床占有率の増加率ほどは増加していない。
- ・モニタリング指標については、8月5日時点で4つの指標において、政府指標のステージⅢを超えている状況である。

(日沖危機管理統括監)

- ・このことについて何か質問はあるか。
- (質疑なし)

議題2 「三重県新型コロナウイルス『緊急警戒宣言』」について

(日沖危機管理統括監)

- ・事項2「三重県新型コロナウイルス『緊急警戒宣言』について」総合対策部から説明をお願いします。

(小西危機管理特命監) 資料2説明について説明

- ・本県の状況は、7月下旬以降に過去最多の新規感染者数を記録し、第5波と言える状況になっている。
- ・病床占有率は、8月5日時点で40.8%。第4波の時のように、重症者用病床

占有率が急激に増加するという状況ではないが、病床占有率がさらに上昇すると、一般医療や救急医療体制との両立が困難になることが懸念される。

- ・感染力が強いと言われるデルタ株への置き換わりが進んでいると考えられる。
- ・全国の状況は、新規感染者数が8月5日に1万5000人を超え、また、緊急事態宣言やまん延防止等重点措置が19都道府県に広がるなど、これまでにない感染拡大になっている。
- ・こうした状況の中で、これから夏季休業やお盆など人の移動が多い時期を迎えるとともに、生活文化圏を共有する愛知県でまん延防止等重点措置が適用される状況でもあるため、県民の皆様と警戒感を共有し、集中的に取り組んでいくために、「三重県新型コロナウイルス緊急警戒宣言」を発出させていただく。
- ・県としてもこれ以上の感染拡大を防ぐために、しっかりと対策に取り組んでいく。
- ・県民の皆様には、これまでも指針に基づく対策をとっていただいているところであるが、今必要とされる重点的な取組を5つに絞って重ねてお願いをさせていただく。
- ・このまま感染拡大が続き、モニタリング指標におけるさらに警戒すべきステージになれば、より厳しい措置を躊躇なく実行させていただく。
- ・まず、県民の皆様と一緒に取り組んでいただきたいお願いについて、期間を本日8月6日から8月31日までとさせていただく。
- ・取組については、5本の柱を書かせていただいている。それぞれについて、事例と傾向を紹介し、そのうえで、県からのお願いという形で整理している。
- ・まず1点目、県境を越える往來を避けていただきたいということ。県外からの感染経路由来が22%に増えてきている。時短要請がなされているエリアで知人と会食をし、マスクなしで長時間会話した後日、自身と家族全員が感染したという事例がある。そのため、県境を超える移動は、生活の維持に必要な場合を除き避けていただくということをお願いさせていただく。これまでより強化してのお願いになる。
- ・2点目に、大人数・長時間の飲食を避けていただきたいということ。友人複数名で長時間バーベキューを行い、屋外であることからマスクなしで長時間会食をし、後日、参加者全員が感染、さらに家族や職場へも感染が広がったという事例があった。このため、バーベキューやキャンプなど屋外であっても、大人数・長時間の飲食は控えていただきたい。これも特措法で強化してお願いをさせていただく。
- ・3点目に、家庭内・職場に「持ち込まない」、体調が悪いときには「広げない」ということ。デルタ株（L452R変異株）の陽性率が72.9%と非常に高くなっている。ただの風邪と思い出勤や外出をし、職場・訪問先で広がったとい

う事例もあるため、体調に異変を感じた場合は外出を避け、家庭内で過ごす場合は別室で過ごしたり、マスクを着用したりするなどの取り組みをお願いする。また、早期にかかりつけ医への相談をお願いする。

- ・4点目、事業者の皆様について。事業所においては、執務スペースではしっかり対策がなされたものの、共用スペース、例えば社員食堂や休憩室、送迎バス等で十分な対策が取れていなかったケースがあった。これを踏まえて、勤務時間外、休業中の過ごし方も含めて従業員に感染防止対策の周知徹底をお願いしたい。

さらに、飲食店の皆様には、業種別ガイドラインをお守りいただき、「あんしん みえリア」の積極的な活用をお願いしたい。

- ・5つ目は、基本的な感染対策の改めての徹底をお願いしたいということ。三つの密の場面だけでなく、一つでも当てはまる場面ではリスクが高まるという意識をお持ちいただき、マスクの着用、手指消毒など基本的な対策を改めて徹底していただくようお願いしたい。
- ・次に、「三重県が実施する対策」を説明させていただく。
- ・「1 医療提供体制等」として、まず患者の受け入れ病床の確保については、患者急増時に備え、追加的な病床の確保を検討していく。次に、宿泊療養施設については、入所基準の緩和により一層の活用を図っていく。また、自宅療養者等へのフォローアップ体制の確保を行っていく。保健所機能の充実としては、支援職員の増員や保健所間の相互支援の実施、外部委託の活用などを行っていきたいと考えている。
- ・「2 ワクチン接種体制の整備」については、「みえ外国人コロナワクチン相談ダイヤル」を拡充し、多言語による予約支援、相談体制の強化を行う。
- ・「3 まん延防止」の取組として、現在、外国人労働者を雇用する県内事業所へ抗原定性検査キットを配布しているが、申込期間を延長し、三重労働局と連携した働きかけを行うなどし、事業所における抗原定性検査キットの活用を進めていく。
- ・クラスターへの対応について、小規模な福祉施設や通所施設などでのクラスター発生を踏まえ、研修会、動画配信や検査キットの積極的な活用促進をしている。
- ・スクリーニング検査についても、変異株のゲノム解析を行えるように、精度が高い新たな検査機器の導入など体制強化に取り組む。
- ・事業所への周知について、これから事業所も夏季休業に入るので、外国人を多数雇用している事業所を訪問し、基本的な感染対策の周知していただくよう三重労働局へ依頼した。
- ・学校における部活動や課外活動に係る感染対策として、スポーツや飲食の場で

の感染が発生していることから、感染対策を特に徹底していただくように注意喚起を行っていく。

- 地域のスポーツ活動についても、スポーツ少年団など児童生徒が参加する地域スポーツの場面で感染が拡大しないよう、改めて注意喚起を行っていく。
- その他感染対策の徹底の働きかけとして、道の駅、サービスエリア等で若い世代に向けた注意喚起を行う。また、市町と連携し、海岸等で8月の3連休やお盆期間中の土日に呼びかけを行う。
- 次に、「4 事業者支援」を説明する。「あんしん みえリア」の推進として、申請のあった飲食店等への現地確認を開始し、認証店舗数は7月末で318店舗となった。また、県内観光関連事業者を対象とした認証制度については、8月4日時点で399件となっており、順次、現地確認を行っていく。
- 時短営業に伴う支援として、給付金等の支給を迅速に進めていく。
- 更なる感染防止対策に取り組む事業者支援について、CO₂センサー等の購入経費に係る支援として、第2期分についての受付を8月6日から開始する。
- 中小企業、小規模事業者への支援として、生産性向上や業態転換を図るための補助金については、8月下旬から第3回目の募集を開始する。
- 経済活動の回復に向けた支援等について、「みえの食」の販路の拡大のために、県が運営するポータルサイトの機能強化を図るとともに、同サイトを活用したキャンペーン等を実施していく。

(日沖危機管理統括監)

- このことについて何か質問はあるか。

(質疑なし)

(日沖危機管理統括監)

- それでは、ただいま説明のあった資料2の「三重県新型コロナウイルス緊急警戒宣言」の発出について、資料2のとおり決定してよろしいか。

(発言無し)

(日沖危機管理統括監)

- それではそのように決定する。

議題3 「各部からの報告事項」について

(日沖危機管理統括監)

- 各部からの報告事項について、報告事項がある部局は説明をお願いします。

(中尾医療保健部理事)

- ・各部局においては、対策本部事務局業務、保健所業務にご協力いただき、感謝申し上げます。
- ・6月末及び7月末で自所属に戻っていただいた職員の皆様方には、この場を借りて、感謝を申し上げます。
- ・しかし、感染者数が急増し、保健所業務の負担が特に大きくなっており、すでに7人の職員に動員で来ていただいている状況である。引き続きご協力のほどよろしく願いいたしたい。

(日沖危機管理統括監)

- ・他に各部からの報告事項がある部局は説明をお願いします。
- (発言無し)

議題5 知事指示事項

(日沖危機管理統括監)

- ・次に知事から「指示事項」をお願いします。

(鈴木知事)

- ・現在確認中だが、本日の感染者数は過去最多を大幅に更新する見込みである。
- ・愛知県にまん延防止等重点措置が適用されるにあたり面的対応をする必要がある。
- ・そして、3連休やお盆の前で人の移動が活発化する時期に合わせ対策を強化する必要がある。
- ・以上申し上げた3点を中心に検討し、本日、「三重県新型コロナウイルス緊急警戒宣言」の発出を決定した。
- ・これ以上感染を広げないために、県として総力を挙げて対策に取り組む必要があるため、関係部局だけで行うものと思うことなく、すべての部局、すべての職員が、今一度気を引き締め、それぞれが行うべき対策や支援策を着実に実施し、県庁一丸となって、感染拡大を阻止すること。
- ・今回、県民・事業者の皆様の特にお願ひしたい5つの取組を取りまとめているが、感染拡大が続けばさらに厳しいお願ひをせざるを得なくなる。そうならないためにも、職員一人ひとりが内容をきちんと理解したうえで、県民の手本となるよう、自ら率先して実施すること。また、あらゆる手段を用いて宣言の確実な周知に努めるとともに、対策にあたっては市町や関係機関と緊密に連携し、感染防止対策に取り組むこと。
- ・ワクチンについては、希望する高齢者への接種を完了するという目標を達成し

たところである。市町に安定的に供給できるよう、国に対し強く働きかけ、引き続きワクチンの確保に取り組むとともに、市町としっかり連携し、希望するすべての県民への接種が円滑に進むよう支援すること。

- 最近の感染状況を見ると、若い世代が感染する割合が増加している。若い世代がすべて軽症で済むわけではなく、当初軽症であったとしても後遺症に苦しむ場合もあること等について、SNS等も活用し確実に周知し、感染防止対策の徹底を促すこと。
- 児童生徒は家庭内での感染が多く、学校が夏休みに入っても感染は増えている。また、夏休みを利用した校外活動や遠方に住む祖父母や親せきに会う機会も増えることから、市町等教育委員会とも連携し、夏季休業期間中の感染防止対策の徹底について児童・生徒に注意喚起を行うこと。
- 安心して飲食店や観光施設等を利用できるようにする「みえ安心おもてなし施設認証制度『あんしん みえリア』」を県民・事業者双方に対し広く周知するとともに、申請のあった施設の認証を速やかに進め、利用拡大に努めること。先日開設した『あんしん みえリア』の特設サイトを広く県民の皆様にも周知するなど、適切に対策をしている事業者の努力が報われるよう、工夫した啓発を行うこと。
- 感染された方やその家族、医療従事者などが、不当な差別や偏見、誹謗中傷やいじめを受けることは決してあってはならない。また、ワクチン接種は希望者の同意に基づき行われるものであり、ワクチン接種を受けない選択をした方に対する差別や誹謗中傷はもちろん、接種の強制も許されるものではない。あらゆる機会を活用し、そうした行為を行わないよう呼びかけるとともに相談対応に取り組むこと。

(日沖危機管理統括監)

- 各部局において、知事指示事項に基づいた適切な対応をお願いする。
- 以上で本部員会議を終了する。